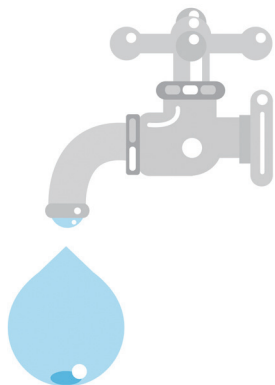


# 10月1日から水道料金を改定します

本町の水道事業は、人口減少の影響などで水道料金収入の減少や、水道施設の老朽化に伴う維持管理費・更新費用の増大などの経営課題を抱え、厳しい財政状況です。

今後もさらなる経費削減などの経営努力を続けていきますが、安心・安全な水道水を安定的に提供していくために、水道料金を令和6年10月1日から平均約2割改定(値上げ)します。利用者には、ご負担をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

改定後の新料金は、11月検針、12月請求分から適用されます。



問い合わせ先

役場水道課管理係

☎(86)1114 [直通]

	口径	旧料金表	新料金表	改定額	
	基本料金	13mm	490円	572円	+82円
20mm		780円	936円	+156円	+20.0%
25mm		1,000円	1,200円	+200円	+20.0%
30mm		1,600円	1,920円	+320円	+20.0%
40mm		2,300円	2,760円	+460円	+20.0%
50mm		5,800円	6,960円	+1,160円	+20.0%
75mm		25,000円	30,000円	+5,000円	+20.0%
従量料金	水量区画	旧料金表 (1㎡につき)	新料金表 (1㎡につき)	改定額 (1㎡につき)	
	1～10㎡	110円	132円	+22円	+20.0%
	11～20㎡	140円	168円	+28円	+20.0%
	21～30㎡	190円	231円	+41円	+21.6%
	31㎡～	210円	257円	+47円	+22.4%

## 公営企業会計に移行しました

令和6年4月1日から、長島町簡易水道事業(獅子島地区)と長島町集落排水事業(農業集落排水事業・漁業集落排水事業)は、従来の官公庁会計から地方公営企業法を適用した地方公営企業会計へ移行しました。

同法の適用は、会計方式の変更であり、各種手続きや料金の請求および納入方法に変更はなく、利用者の変更後の手続きの必要も不要です。

会計方式の移行によって経営状況を的確に把握することで、将来の経営計画に役立てるとともに資産情報の整理と活用によって施設の維持管理を計画的に進め、持続可能な事業運営に努めていきます。

適格請求書(インボイス)発行事業者登録番号は今後変更予定です。

登録番号が分かり次第周知します。

問い合わせ先

役場水道課管理係

☎(86)1114 [直通]

## 合併浄化槽設置の申請はお早めに

現行の補助制度は令和7年度(令和8年度3月末)までです。詳しくは、問い合わせください。※その他に単独処理浄化槽撤去12万円・汲み取り槽撤去9万円の補助があります。

(注) 予算の関係上、設置数に限りがありますので早めに締める場合があります。

人槽区分	総事業費	補助金額(上限額)	個人負担額
5人槽	896,000円	811,000円	85,000円
7人槽	1,073,000円	973,000円	100,000円
10人槽	1,387,000円	1,262,000円	125,000円

問い合わせ先

役場水道課下水道係

☎(86)1114 [直通]